

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

閉会中の継続審査の申し出について

田中敏雄 議長 日程第1、請願第3号社会保障制度の一体改革を求めることについてより、日程第6、陳情第2号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについてまでの6件は、各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

委員会調査の継続の申し出について

田中敏雄 議長 日程第7、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業建設常任委員長、文教常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

陳情第6号～議案第238号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第8、陳情第6号交通点滅信号機の設置についてより、日程第32、議案第238号工事請負契約の締結についてまでの25件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 おはようございます。

それでは、今定例会で厚生常任委員会に付託になりました議案24件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員全員出席のもと、平成18年6月15日午前10時より4カ所の現地視察を行いました。場所は交通点滅信号機の設置についての陳情書が出ている交差点、介護サービス事業所ビハーラ横手、大森町川西保育所改築事業、川西郵便局隣の廃屋であります。帰ってきてから午後5時まで議案の審査を行いました。

2日目、6月16日は、午前10時より午後2時17分まで議案の審査を行いました。説明員には福祉環境部長、福祉事務所長、福祉関係部関係課長7名、財務部関係課長3名、各施設長など7名、各地域局関係課長3名、消防長、消防次長などなどであります。書記には伊勢副主幹、佐々木主査であります。

初めに、陳情第6号交通点滅信号機の設置についてであります。

本陳情の趣旨は、幹線朝倉線と市道蛇の崎・幸町の交差点の一方に赤点滅の交通信号機を設置されたいというもので、新町二区町内会会長、能登屋賢三郎氏から提出されたものであります。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択することに決定いたしました。

次に、議案第167号横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、大森町高齢者生活支援ハウスの管理委託制を廃止するため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第168号横手市大森町子どもと老人のふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、大森町子どもと老人のふれあいセンターの管理委託制を廃止するため、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、管理委託制を廃止することによって、市民サービスはどのようになるのかとの質疑に対し、当局より、今回の条例改正は、県の社会福祉事業団に委託できるという条文を削除するだけであり、従来から直営で行っている施設であるので、市民サービスに変わりはないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第170号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成18年度国民健康保険事業に要する費用及び介護の納付金の費用に充てるため、国民健康保険の被保険者及び介護納付金課税被保険者にかかる保険税率を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、今後1年間の医療費の算出の考え方はとの質疑に対し、当局より、医療費の算出については、一部自己負担金を除いたものを保険給付として計上しているが、過去2年間、医療費が7%相当で伸びていたが、今年4月に診療費の減額改定が予定されていたので、その分相当の2%を減額して、全体として前年比5%の伸びとした。国会で医療制度関係の法案が参議院を通過したが、その部分の見込みについては考慮していないとの答弁がありました。

また、予算的に医療費を高目に積算する傾向があるのではとの質疑に対し、当局より、毎年の医療費の動きには不透明な部分があるので、どうしても歳出を若干高目に見ざるを得ない状況である。しかしながら、今後とも医療費の伸びなどについて適正に推計をしていくので、ご理解を願いたいとの答弁がありました。

また、医療費が高くなればなるほど国保税の税率が高くなるので、それを是正する努力はとの質疑に対し、当局より、地域ごとに医療費の動向や地域の特性があると思う。特に生活習慣病については、その地域に合わせた健康づくりや対応をしていくべきと思うので、地域ごとの分析をしていきたいとの答弁がありました。

また、むだな時間外受診やかけ持ち受診、頻回受診などの抑制策はとの質疑に対し、当局より、医療費の適正使用について、7月の広報で市民に周知していきたい。各地域でも頻回受診の患者については保健師との連携を図りながら指導するよう進めたいとの答弁がありました。

収納率の向上策はとの質疑に対し、当局より、昨年度までの納付期については各市町村ばらばらであったが、今年度から7月から2月までの8期となり、訪問徴収など一定の収納体制が組みやすくなる。また、17年度の93.35%の国民健康保険税の収納率を下げないためにも、各地域局の税務担当職員との情報を共有するなど連携を強め、収納率の向上につなげたい。さらに、納税組合等納税組織の強化を図るとともに、本年度から経験豊富で人脈の広い市の幹部職員からなる収納率向上対策委員会を立ち上げるべく、現在準備中である。いずれ住民との接する機会を多くし、住民との理解を深めることが収納率につながるものと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第183号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,399万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ101億9,317万6,000円に定めようとするものであります。

討論において、立身万千子委員より賛成の立場で、私は本案に賛成の立場で討論に参加する。国民健康保険税は国の制度上の縛りがあって、一地方自治体では本当に苦勞するものだということが、ここ何日間の論議で非常によくわかった。いろんな角度で何とかして市民の負担軽減ができないのかということで、私も論議してきた。問題は収納率をいかに上げるかということと、医療費をいかに抑制するかに絞られたと思う。その意味でも問題はあるものの、納税組合の位置づけというのはまちづくりの一つとして民主的に行っていくことを追求しなければならないと思う。また、健康の駅を初めとするさまざまな活動を市民とともに健康推進事業を実施することにより、医療費を抑制していくという方向を確認して賛成するとの討論がありました。

本案について以上の討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第184号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億390万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ119

億4,119万5,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第185号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,310万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,865万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第186号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億3,074万9,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、介護サービス情報公表制度についての質疑に対し、当局より、今年4月から介護保険制度が改正され、介護サービス情報公表制度がスタートした。この制度は事業者介護サービス情報の報告義務が課せられ、この報告された情報は必要な調査を行い、指定情報公表センターが公表することとなる。この公表に当たり、公表手数料、調査手数料がかかり、手数料は事業の種類によって異なっているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第187号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億2,793万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第188号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算を組み替えようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、介護サービス情報公表制度の導入により、各施設のサービスの質が問われることになる。パート、非常勤などの職員の業務密度が濃くなるのではないかと、また、マンパワーは足りているのかとの質疑に対し、当局より、今年度からスタートした公表制度は介護サービスの質を明らかにし、その施設がどういうレベルのサービスを提供しているのかという情報を市民の皆さんに知っていただくことにより、利用される方の選択肢を明確にさせるという意味では、大変大事ではないかと思っている。職員体制については、施設基準に沿い充足させている。しかしながら、施設基準は最低基準であるので、場合によっては増員を図っていく必要も考えられるが、施設の経営状況、サービスの状況、利用者の苦情処理の関係についても、公表センターで報告、記録して処理していくことになっていくので、そういう点を十分見きわめながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第189号平成18年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ952万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,426万6,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第190号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ957万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,296万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、介護サービス公表制度の支出科目について、それぞれの特別養護老人ホームで違うのではないかととの質疑に対し、当局より、これまでの各施設の経緯があり、予算の組み方に違いがあったことは認識している。今年度施設長の連絡会議を設けて、予算の統一本体化に向けて検討していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第191号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額の変更はなく、歳出予算を組み替えようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第192号平成18年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額の変更はなく、歳出予算を組み替えようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第193号平成18年度横手市大和更正園特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額の変更はなく、歳出予算を組み替えようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第211号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市大雄地域福祉センターの指定管理者に、社会福祉法人横手市社会福祉協議会を指定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、管理費についての質疑に対し、当局より、管理費は総額で330万円、4月から8月までの分は社会福祉協議会への管理委託料として131万2,500円、9月から3月までの分は指定管理としての委託料198万7,500円を予算化している。なお、19年度、20年度については追加補正で330万ずつの債務負担行為をお願いしているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第213号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、野中児童館など15カ所の児童館の指定管理者に、それぞれの自治会等を指定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、今回指定管理させようとしている児童館はどのように使われているのかとの質疑に対し、当局より、今回の15カ所の児童館はほとんど町内会館の機能として使われているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第214号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市特別養護老人ホームすこやか大雄の指定管理者に社会福祉法人ファミリーケアサービスを、横手市特別養護老人ホーム平寿苑の指定管理者に社会福祉法人横手市社会福祉協議会をそれぞれ指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第215号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市大森町八日町老人憩いの家の指定管理者に、八日町町内会を指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第216号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」の指定管理者に、社会福祉法人横手市社会福祉協議会を指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第233号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市横手防災センターの指定管理者に、横手市防災センター管理運営委員会を指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第234号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、寿町コミュニティ消防センターの指定管理者に寿町コミュニティ消防センター管理運営委員会を、平城コミュニティ消防センターの指定管理者に平城コミュニティ消防センター管理運営委員会をそれぞれ指定しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第236号工事請負契約の締結についてであります。

本案は、特別養護老人ホーム雄水苑増築工事の建築本体工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、指名業者の指名基準についての質疑に対し、当局より、横手市建設工事入札実施要綱に等級別発注標準表があり、一般土木、建築、電気、管工事ごとに事業規模、実績等により、A、B、Cのランクに格付されている。この工事は4,000万円以上の工事であるので、市内の建築一式工事のAランク6社すべてを指名したとの答弁がありました。

また、ちなみに機械設備、電気、特殊基礎工事の請負比率はとの質疑に対し、当局より、機械設備工事は99.27%、電気工事は99.0%、特殊基礎工事は95.25%であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第237号工事請負契約の締結についてであります。

本案は、特別養護老人ホーム白寿園増築工事の建築本体工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、本体工事の一番高い入札価格と落札価格の差はとの質疑に対し、当局より、税抜きで落札価格は1億5,000万円、最高が1億7,000万円で、差は2,000万円であるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第238号工事請負契約の締結についてであります。

本案は、消防本部指令システム工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、この指令システムの特長、よくなった点は何かとの質疑に対し、当局より、主なものとして、119番通報を受けて、現在は相手の通報場所を聞き取っているが、その場で倒れて話すことのできない人のために、操作ボタンを押すことによって通報場所を特定し、表示できるようになる。また、緊急車両の中のナビゲーターに災害地点が表示され、火災の場合、水利が重要であり、車両が一点に集中しないよう指示ができる。また、職員や消防団の招集等についてもメールで一斉に行うことができるようになるとの答弁がありました。

また、携帯電話からの通報でも居場所がわかるようになるのかとの質疑に対し、当局より、平成19年4月以降に発売される新機種の携帯電話には119番発信機能がつくので、可能である。今後大いに普及されるものと思われるとの答弁がありました。

また、工期はいつまでで指令システムの稼働はいつからかとの質疑に対し、当局より、工期は平成19年3月15日までであり、完成後、速やかに稼働させたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

先ほど、議案第185号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）において、歳入歳出について5,865万4,000円と申し述べましたが、64億5,865万4,000円に訂正いたします。すみませんでした。

以上をもちまして厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3番佐藤議員。

3番（佐藤功議員） 今回の雄水苑と白寿園の予算が3月にはたしか合併特例債ということで、今回過疎債ということで、常識的に考えてこれだけの事業を県と何回となくヒアリングしていると私は思うんです。そして特例債でオーケーということで、恐らく最終的に当初予算に3月議案にのってきたと思うんです。ところが、ここへ来て急遽、一応の当局の説明は聞きましたけれども、不思議ではない。これは当然委員会でこれらの審議はなされたと思いますので、そここのところの詳しい経過、経緯について審議がされてあれば、お知らせを願いたいと思います。

田中敏雄 議長 委員長。

堀田賢逸 厚生常任委員長 ただいまの質問ですけれども、当委員会では支出の関係について審査していますので、収入の関係については特に審査はありませんでした。

田中敏雄 議長 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第170号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第170号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第183号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第183号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件を除く23件について採決いたします。

23件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、23件は委員長報告のとおり可決されました。

請願第5号～議案第232号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第33、請願第5号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求めることについてより、日程第76、議案第232号公の施設の指定管理者の指定についてまでの44件を一括議題といたします。産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました案件中、議案41件、請願2件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第5号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求めることについてであります。

本請願の趣旨は、BSE対策について改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再開を行わないこと、国内のBSE対策について、以上2点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県労農市民会議議長、石田寛氏から提出されたものであります。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を求めることについてであります。

本請願の趣旨は、品目横断的経営安定対策を中止し、すべての農家を対象とする経営安定対策とすること、地域の実情を踏まえた多様な担い手を確保するための施策を強めること、以上2点について、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、農民運動秋田県連合会委員長、佐藤長右衛門氏から提出されたものであります。

討論では、土田祐輝委員より反対の立場で、これまで、経営安定対策事業に対しさまざまな取り組みがされているし、来年度に向けて各集落、農協、行政とも前向きに取り組んでいる中でのこういう請願というものは認めがたい。したがって、両紹介議員の内容説明を受けるまでもなく不採択すべきであると考えたとの討論がありました。

また、奥山豊委員より反対の立場で、来年、19年度より国の品目横断的経営安定対策が始まるが、4ヘクタール以上の認定農家と個々の農家がチームを組んで20ヘクタール以上の経営体をつくる集落営農を目指している。当横手市でも30の集落営農の推進を目指して予算措置もなされ、国、県、市を挙げて事業に取り組もうとしている今日である。私は、これからの農業は高齢化、あるいは担い手不足の中で、やはり経営力をつけるためにも、国が示した品目横断的経営安定対策をぜひ成功に導かなければならない立場であると考えている。したがって、今回の請願は不採択とすべきと考えたとの討論がありました。

本請願について以上の討論があり、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第7号違法伐採問題への対応強化を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、違法伐採問題への対応強化を求めることについて、政府関係機関に意見書を提出さ

れたいというものであります。秋田県森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡協議会会長、津谷永光氏より提出されたものであります。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第169号横手市五十田地区合併処理浄化槽使用料徴収条例の一部を改正する条例であります。

本案は、五十田地区の合併浄化槽使用料徴収に伴う使用料の算定基準を明確化する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、五十田地区の合併浄化槽の概要はとの質疑に対し、当局より、公営住宅50戸、分譲住宅52戸の地区で、500人槽の浄化槽を設置している。基本料金は1立方メートル当たり100円で、水道メーターで料金を決めているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第171号横手市雄物川共同福祉施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、施設の管理を直営で行うか指定管理者制度で行うのか判断の基準はとの質疑に対し、当局より、当施設については沼館地区公民館が併設されており、これまで直営で管理してきたが、今後も直営で行いたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第172号横手市市場条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理者制度になじまない理由は。また、市の管理内容はとの質疑に対し、当局より、朝市については観光という部分で相当寄与しており、これまで市で直営で管理していたし、市場会の皆さんが直営でやりたいというお話もあり、直営で行いたい。市の管理については、朝市に出店する人たちから場所代としてお金を徴収するのも市の運営の一つであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第173号横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、商店街の利用者ではない特定の人が利用している場合があるが、把握しているか。また、今後の対策はとの質疑に対し、当局より、商工会等との話の中で出てきていたと思うが、実情は把握していない。今後、商工会や商店街と検討させていただきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第174号横手市大森農業者休養健康増進施設設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、健康温泉について、市内の他の温泉施設利用料との均衡を図る条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、これまで70歳以上が無料であったものが有料となると利用率が下がるのでは、対策はとの質疑に対し、当局より、経過措置があるし、高齢者無料券も6枚支給される。また、保健師に来ていただき健康相談を実施するなどし、集客を図りたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第175号横手市国産材需要開発センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、木の香について施設使用料と使用時間を変更する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、使用時間を5時までとする理由はとの質疑に対し、当局より、過去5年間、夜間の利用実績がなかった。また、従業員が5時までの勤務時間となっており、夜間は時間外勤務となる。利用者と働く人の勤務時間に合わせて改正したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第177号市道路線の認定についてであります。

本案は、新たに11路線を市道に認定するものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第180号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてであります。

本案は、人事異動に伴う人件費の補正のため、平成18年度横手市一般会計からの繰入額を3,050万2,000円以内から3,425万1,000円以内に改めることについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第181号平成18年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。

本案は、簡易水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から553万4,000円以内を繰り入れることについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第194号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に928万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,230万9,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第195号平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に354万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,884万9,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、派遣委託の料理人を追加することで、どういうことに対応するのかとの質疑に対し、当局より、これまでは時間外に対応できず、宴会の料理や宿泊客の夕食等は全部つくり置きであった。また、宿泊客の2次会にも対応できず、評判を落としたこともあった。そういったことをできるだけなくしたいということと、レストラン部門の営業拡大することで、お客様の要望にできるだけこたえるため、今回1名の派遣委託をお願いするものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第196号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に374万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,718万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第197号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から303万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,412万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、人事異動に伴う地区ごとの人件費の増減はとの質疑に対し、当局より、増えた地区は雄物川と十文字、減った地区は大森と山内であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第198号平成18年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に553万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,427万4,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第199号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から626万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億531万9,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第200号平成18年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に207万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億3,743万8,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第201号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から6,524万円を減額し、歳入歳出それぞれ35億1,446万6,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第202号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から900万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億6,616万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第203号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に75万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,685万9,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、この事業の対象地区と概要はとの質疑に対し、当局より、平鹿地域局と雄物川地域局で行われている事業で、市が設置した浄化槽に対して個人から人槽区分に応じた受益者分担金を徴収している。平鹿と雄物川で金額は統一されているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第204号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本案は、収益的収入予定額を16億807万7,000円に、収益的支出予定額を16億783万円にそれぞれ定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第205号財産の取得についてであります。

本案は、平鹿地域局納入の除雪ロータリー2,665万9,500円の購入について、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、更新の状況はとの質疑に対し、当局より、建設機械は購入後11年を経過すると3分の2の国庫補助で更新できる。今年度の横手市の対象機械は2.2メートルロータリーが3台、3.7メートル級のグレーダーが1台、13トン級ドーザーが1台、1.3メートルの小型ロータリー1台の計6台である。19年度の計画は4台となっていて、順次交換していくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第206号財産の取得についてであります。

本案は、雄物川地域局納入の除雪ロータリー2,719万5,000円の購入について、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、購入先がメーカー系列の代理店ではないが、大丈夫かとの質疑に対し、当局より、購入後の故障の場合、緊急を要することが多いので、すぐに対応できる市内の業者の方がいい。すべて代理店になっているので、アフターサービスについては信頼しているとの答弁があり

ました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第207号財産の取得についてであります。

本案は、大森地域局納入の除雪ロータリー2,709万円の購入について、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第210号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、鶴ヶ池荘おんせん館の指定管理者を株式会社山内観光公社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第212号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市大雄ふるさとセンター、通称「ゆとりおん」の指定管理者を株式会社大雄振興公社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、1号館から3号館まで分かれているが、今後も分けなければならないのかとの質疑に対し、当局より、条例上分かれており、また、建てた時期や経緯があるため、今後もこのままでいくと考えるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第217号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市総合技能センターの指定管理者を職業訓練法人横手地方職業能力開発協会に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第218号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市増田商店街共同利用施設コミュニティラウンジの指定管理者を増田十文字商工会に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第219号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、上畑温泉ゆーらくの指定管理者を株式会社増田町物産流通センターに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第220号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、上畑温泉さわらびの指定管理者を株式会社増田町物産流通センターに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第221号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設外17施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、償還や事業が終わっているものは早く払い下げすべきではないかとの質疑に対し、当局より、払い下げの点について、起債償還等終わっているものもあるかと思うが、補助事業の関係で耐用年数の問題があり、しばらくの間は市で管理しなければならないので、ご理解を願う。このような共同利用施設は集落の会館的要素が強く、集落で責任を持って管理するのが本質であると思うので検討してまいりたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第222号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市増田堆肥処理センターの指定管理者を北日本くみあい飼料株式会社に、横手市平鹿有機センターを秋田ふるさと農業協同組合に、横手市大森堆肥センターを農事組合法人夏見沢草地利用組合に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第223号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、百万刈農村公園外40施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、この後も指定管理者制度に追加される農村公園はあるかとの質疑に対し、当局より、ただいま建設中の農村公園があるので、いずれでき上がったら設置条例並びに指定管理者の審議をお願いすることになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第224号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、天下森ふれあい農園の指定管理者を株式会社増田町中山間地域振興公社に、上畑ふるさと公園の指定管理者を株式会社増田町物産流通センターに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第225号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、船沢農村集落生活館外1件の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第226号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市きのこ培養センターの指定管理者を農事組合法人大森町きのこセンター利用組合に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第227号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市農村婦人の家の指定管理者を五日町町内会に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第228号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、地域ふれあい施設たかねの指定管理者を株式会社増田町中山間地域振興公社に、農香庵の指定管理者を株式会社ウッディさんないに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第229号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市山内地場産品直売施設、通称「山菜恵ちゃん」の指定管理者を株式会社山内観光振興公社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第230号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市特産品生産振興センターの指定管理者を株式会社増田町中山間地域振興公社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第231号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市林業集会センターの指定管理者を根小屋町内会に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第232号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、外畑牧場の指定管理者を外畑牧場放牧者組合に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

1番、立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 私は、農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願を採択することに賛成の立場で討論します。

ご案内のように圧倒的多数の農家を生産から締め出してしまうこの農政改革関連法は、このほど成立してしまいました。けれども、この法律は、政府みずからが戦後農政を根本から見直すと述べたとおり、これまですべての農家を対象にしてきた農政をごく一部の大規模経営だけに限定し、多くの農家はもう相手にしないのだということを意味しています。

この横手市では、担い手の対象となる4ヘクタール以上の認定農業者は1,216人、12.2%しか存在しません。秋田県では平成18年3月までに平鹿振興局管内でこの法案のもとに進められる新しい経営安定対策の説明会を100%行いましたが、6月2日現在で平鹿地方では担い手のいる集落は45で、17.2%しかなく、担い手不足の集落は186で71%、担い手がない集落は31で11.8%という状態です。

議員各位には現実に農業にいそしんでおられる方が多く、前回の議会でも大きく取り上げられました。したがって、具体的な法律の内容には熟知しておられることと思います。しかし、あえて私が申し上げたいことは、JA秋田ふるさとが集落営農座談会等で農家の皆さんに説明している「新たな経営所得安定対策の概要」というパンフレットを見ると、この対策に加入しないと収入に大きな差が生じるという見出しで明らかにしている収入の見通しの中に、経費の分が記されていないことです。

しかも、国はこの法律を担い手を支援する法律だとして、中身は価格暴落などによる収入源の補てんと麦や大豆など外国産との格差の補てんという2つから成ると言っています。けれども実際は、各農産物の販売価格が下がるにつれて基準となる収入も下がっていく仕組みになっており、生産コストを保障するものではないこと、そして、麦や大豆などについては過去の生産実績に基づく支払いであって、いくら生産を増やしても、前の年までの生産実績がない農地には一切支払われず、逆に実績さえあれば何もつくらなくても支払われるという仕組みで、認定農業者ではあっても経営が安定する保証はなく、担い手の意欲さえ奪ってしまうものだという不安が広がっています。

さらに重要なことは、全国でも9割に及ぶ4ヘクタールに満たない農家が政策の対象外になっているということです。この平鹿地域の説明会を全部終了したとはいえ、実際は個々の農家に周知、徹底するまで、この制度を一旦凍結しなければならないのではないのでしょうか。このように生産現場に混乱をもたらす対策は中止するか、少なくとも実施を遅らせなければ日本の農業と農村は崩壊してしまいます。地域の農家の自発性を基礎としたものでない強制的な集落営農では、請願の趣旨でも強調されていますように、今でさえ世界最低水準の食糧自給率がさらに下がってしまうことは目に見えているのではないのでしょうか。

私は農業を続けたい人、また、新たに農業をやりたい人はすべて大事な担い手として応援していくことが、特に農業を基幹産業としているこの横手市の喫緊の課題と考えます。今こそ農家の連帯、そして消費者、市民との協働を強めて、地域農業を守るためにこの請願の願意を妥当と認めて、ぜひとも採択されるよう訴えまして、討論を終わります。

ありがとうございました。

田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、請願第6号農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を求めることについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採択いたします。本請願は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、請願第6号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、既に議決されております1件を除く43件について採決いたします。

43件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、43件は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号～議案第209号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第77、陳情第2号庶民大増税の中止を求めることについてより、日程第90、議案第209号公の施設の指定管理者の指定についてまでの14件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 今定例会において総務常任委員会に付託になりました議案11件、陳情3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第9号住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、1、住民の暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、公共サービスの拡充に向けた予算編成を行うこと、2、国の出先機関の統廃合、地方公務員の配置基準の一律見直しなどを行わず、地方における公共サービスの改善や水準維持のために必要な要員を確保すること、3、地方切り捨てにつながる地方財政・交付税の改革は行わないこと、以上3点について、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県労働組合総連合議長、日野充氏から提出されたものであります。

本陳情について採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第11号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させることについてであります。

本陳情の趣旨は、1、地方交付税制度は財源保障機能と財政調整機能を併せ持つ制度として充実させること、2、国の財政の歳出削減の一環として、地方共有の財源である地方交付税を一方向的に削減することをやめること、3、決定のプロセスに地方の代表者の参加を保障し、法定率の引き上げを含め地方交付税の充実を行うこと、以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、日本自治体労働組合連合秋田県本部副中央執行委員長、井関由紀夫氏外1名から提出されたものであります。

本陳情について採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

次に、継続審査となっておりました陳情第2号庶民大増税の中止を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、1、定率減税の全廃を初め、給与所得控除の縮小、配偶者控除や扶養控除の縮小・廃止などのサラリーマン大増税は行わないこと、2、消費税の引き上げはしないこと、以上2点について、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県消費税廃止各界連絡会代表委員、小玉正憲氏外2名から提出されたものであります。

審査において、上田隆委員から、気持ちはわかるが、具体的な項目を見たとき、こういうのがなくて解決できるのであれば問題はない。しかし消費税云々といわれているときでもあり、増税はやむを得ない面もあるので、賛成とは言いかねるとの発言がありました。

高橋大委員からは、税金が上がらないことはどの人もうれしいことなので気持ちはわかるが、こういうような財政難の中で消費税の税率を引き上げしないことという文面もある。上げざるを得ない事態が近い将来来ると思うし、そういう財源を確保する意味でも多少の増税はいたし方ないのではないかと思う。陳情は不採択すべしというのが私の意見だと発言がありました。

また、佐藤清春委員からも、なかなか難しい問題だと思う。一般市民の方々からすれば確かに重税感というのは当然あるかと思うし、一方では今、財政再建ということで、いかにして経費を切り詰めてやっていくかという真ただ中である。一時的には増税もしないでやれる部分も確かにあるかと思うし、我々も本当はそう願うところであるが、国民に広く歳入を求めているとすれば、今の消費税というのは世界と比べても税率が少ないので、これもいたし方ないのかなという感じを抱いている。明日すぐに上げるということについては抵抗も感じるが、この意味合いが例えば将来にわたってということも含まれているとすれば、陳情には難があるのかなと私自身は感じると発言がありました。

一方、石井正志委員からは、最近しみじみと感じてきたが、日米安保条約体制の下で軍事戦略の見直しという形の中で、日本が相当な負担、3兆円ともそれを超えるとも言われておる負担が打ち出されてきて、それを約束してきた小泉総理大臣が今、アメリカに行って大歓迎を受けようとしているようだ。そういった話を伺うにつけ、我々は非常に痛い思いをしながら市町村財政を何とか健全化するための大合併なども断行し、議会においても5億円余の削減をしたりして、痛みを感じながら健全財政を目指してきたところだ。今思うと、所得控除を縮小したり、消費税を今口に出せば騒がれるとか、もう少し後でよいとかいろいろあるようだが、そうしたものの関連で見ると、我々が我慢してきたことが軍事戦略の再編につながっておるように見受けられ、非常に腹立たしい気持ちがしている。むしろ増税には反

対していこうという気持ちが強くなってきたわけで、この陳情の趣旨を妥当と見て賛成をしたいと思うとの発言がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数により、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第161号横手市市制施行記念日を定める条例であります。

本案は、毎年10月1日を横手市市制施行記念日と定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、毎年10月1日に記念行事を行うことを前提に考えているのかという質疑に対し、当局から、特に大きな行事というものは考えていないとの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第162号横手市名誉市民条例であります。

本案は、横手市の名誉市民について定め、もってその功労に報いるとともに、後世までその功績を顕彰することを目的とするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、旧町村で名誉町民になっていた場合、また存命であると仮定した場合、新たに名誉市民条例が発効されて、そういった方々も再度名誉市民の対象になり得るということか。それとも旧町村で表彰された人は対象外と考えているのかとの質疑に対し、当局から、旧町で名誉町民になられた方であっても、横手市の名誉市民ではないので、この条例で市民または市に縁故の深い者というものに該当する方はすべてが対象になり得るといふことでの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第163号横手市表彰条例であります。

本案は、市長の行う表彰について必要な事項を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、それぞれの分野で著しい功績のあった者ということだけしか書いていない。その分野で長年にわたってということだが、期間というものについては内部で考えているのかとの質疑に対し、当局から、その点についてはこれから規則等であらわすように検討したいと考えているとの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第164号横手市振興基金条例であります。

本案は、地域の振興及び均衡ある発展に資するため、横手市振興基金を設置するものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、10年間で40億円を積み立てるわけだが、益金を利用するということは今のところ考えていないわけだ。10年間のいろいろな制度のあるうちはためておいて、11年目のまちづくりに活用していくというふうなことが主なのかとの質疑に対し、当局から、仮に毎年4億円ずつ積み立てていくと途中で利息が発生する部分が出てくる。それは一旦基金に繰り入れた上で該当できる事業があれば使えるということになるので、10年後を待たなくとも運用益は使えるというふうと考えているとの答弁でありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第165号横手市地域間交流施設雄川荘財政調整基金条例であります。

本案は、地域間交流施設雄川荘の年度間の財政の不均衡を調整するために、この条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、基金の目標額はどれぐらいかとの質疑に対し、当局から、今回の基金は1,000万円であるが、目標額というものは特に定めていないとの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第166号横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正を行おうとするものです。

主な質疑と答弁を申し上げますと、この施設の活用状況はどうかとの質疑に対し、当局から、この集落に仁井田番楽という伝承芸能があり、それらの練習場も兼ね備えた施設である。通常はこの仁井田集落の会合施設になっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第176号過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本案は、過疎地域自立促進計画を変更するため、議会の議決を求めるものです。

主な質疑と答弁を申し上げますと、過疎計画は17年度から21年度までの5カ年であるが、達成の見通し、到達の可能性はどの程度かとの質疑に対して、当局から、すべての計画に言えることだと思うが、財政の体力の範囲で計画が達成されるということなので、その辺は財政の状況の方と計画の執行の方とよく詰めながらやらなければならないと思っている。基本的には100%達成の計画が理想であるが、すべてやろうとすれば相当の財源が必要とされるので、そういう点は難しいのかなと思うとの答弁がありました。なお、そのほかにも、本会議で事業費が協議の結果云々という質問があった。ここに計上している事業費はほぼ確定の額なのか、財源が予定しただけ来なかったというふうなことも予想されないのかとの質問に対して、今回載せている事業費は現時点における計画額ということで、実際執行していく段階で事業費そのものも変わる可能性はあると思う。財源は事業費に対応して決まってくると思う。過疎債100%ということになるが、その事業費が固まれば、それに対応する財源ということになるので、一番問題になるのは、過疎計画にあるのかないのかということ、過疎債充当できるのかできないかということになる。過疎計画に搭載して過疎債の対象にしたいということで、今回の変更になっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第178号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

本案は、市町村合併に伴い脱退及び加入並びに名称を変更する団体が生じたこと及び共同処理する事

務にかかわる地方公共団体に変更が生じたことに伴い、自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第179号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

本案は、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少させるため、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第208号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市松原団地集会所の指定管理者を指定するものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第209号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市山内三又コミュニティセンターの指定管理者を指定するものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、債務負担行為によると2カ年で36万6,000円の管理費用だが、管理の範囲というのはどこまでなのかとの質疑に対し、当局から、すべての管理をお願いするものである。金額の内訳は電気、水道の基本料金、浄化槽や消防設備点検費用となっており、それ以外については地域で一切管理をしていただくというものであるとの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、佐藤議員。

3番（佐藤功議員） 先ほどは発言すべきところでないところで発言したり、実にお粗末な議員でありまして、ご容赦を願いたいと思います。

実は先ほども話したように、過疎債に今回組み替えになった特別老人ホームの予算なんですけれども、通常、常識的に考えて、県と市の職員とで何回かヒアリングをしてあると思うんです。わからないところはさらに電話で問い合わせたりしてあって、当然合併特例債で充当できるという県からの指示のもとに、3月議会に合併特例債に上げてきたものだというふうに理解しています。そして我々はそれに賛成したと。ただ、今回、過疎債に変更になった。私はそのことができないということよりも、なぜこうなったのかということが不思議ではない。もちろんその間、県の人事異動、市の人事異動もあったでしょうし、さまざまなことがあって、本会議場で言われなかった部分があるかもしれません。あるいは委員会でも言われなかった部分もあるかもしれませんが、休憩中にでも結構です、委員長にお聞きしますが、なぜ私がこのことを聞きたいかということ、今後の過疎債事業に、横手市事業に制約がかからなければいいです。だけれども、そこに制約がもしかけられたとすれば、来年ひとつ、横手市、過疎債の

事業計画のうちどのぐらい予定していますか、電話で後で調べて連絡します、いや……と言ってやりとりしているうちに、来年はひとつ3分の1ぐらいは減らしてほしいぐらいの話があったりなかったり、あなた方、その場所において、言われたいことはよくわかる。ただ制約されていないかどうかの確認を委員会でされたのかどうなのか、休憩時間のことでも結構ですので、お知らせいただければありがたいと思います。

田中敏雄 議長 委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 休憩時間の方でも今のようなお話がされたのかというふうなことですけれども、特に今お話しされたようなことについては私どもの委員会ではありませんでした。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

1番、立身議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 私は、陳情第2号庶民大増税の中止を求めることについて、賛成の立場から討論に参加します。

以前申し上げたと思いますが、皆さんご存じのように消費税がしかれてからこの方20年、144兆円、147兆円とも言われておりますが、私たち国民は消費税を払ってきました。それは福祉のために使うという福祉目的税だからということで説得されて国民は払ってきたと思います。しかし、今見てみると、それがそのままそっくり大企業の法人税の減税と同じ額になっている。ここを私はよく見なければいけないと思います。

そこで私は賛成の理由を3つ挙げたいと思います。1つは、これは国税庁のホームページにも載っていますけれども、消費税というのは所得に関係なく課せられるものであって、低所得者層には非常に過酷な税金であるというふうに認めています。たしか内閣の参謀の方が貧乏人は何も買わない、買い物をしなればいいのか、そういう暴言も吐いています。それが1つ。

そして、2つ目は、世界と比べても税率が小さいから仕方がないという声は確かにあります。しかし、よく見てみれば、外国では確かに税率は高いけれども、生活に必要なものには課税していません。国によっては子育て関係には文房具や衣類、おもちゃに至るまで課税しない国もあります。ですから日本のように一律に課税しているような国はありません。

そして、3つ目。これは農業もそうです、そして工業、商業など、営業をしている庶民にとって年間の消費税が、免税店が3,000万円から1,000万円に引き下げられています。これは年間1,000万という額はちょっと頑張ればすぐに達してしまうものと、特に零細中小業者は非常に打撃を受けています。この

ような現状のもとで、今でさえ生きるか死ぬかという切迫した人々がいるということを私たち議会は認識するべきではないでしょうか。

したがって、この陳情の願意を妥当と認めまして、私はぜひ採択するものに賛成いたします。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、陳情第2号庶民大増税の中止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、既に議決されております1件を除く13件について採決いたします。

13件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、13件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時10分といたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時15分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第182号及び議案第235号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第91、議案第182号平成18年度横手市一般会計補正予算（第3号）より、日程第92、議案第235号平成18年度横手市一般会計補正予算（第4号）についてまでの2件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 議案第182号中、厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員

会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、2款3項住民基本台帳費では、昼休みの窓口の時間外手当をなくしたということだが、業務は今までどおり行うのかとの質疑に対し、当局より、昼休み業務は交代制で行っているとの答弁がありました。

3款民生費では、大森地域の児童館の管理料についての質疑に対し、当局より、大森地区については管理料ではなく、市で2万円ずつの修繕料として予算化をしているとの答弁がありました。

また、健康の駅事業の小規模駅について、横手地域以外の地域への今後の事業展開はとの質疑に対し、当局より、現在11地区で小規模駅を実施している。横手地域以外については、地域局と連絡協議会を立ち上げて地域展開を図っていこうという考えである。そのために7月に各地域局を回る計画であるとの答弁がありました。

また、新市になり、防犯協会の各支部への連絡など末端まで届いていない現状のようだ。組織系統について本庁として指導すべきではないかとの質疑に対し、当局より、防犯協会の体制については、合併協議会の中で議論されたが結論は出なかった。各防犯協会の総会が終わり次第、市が主体となって各会長にお集まりいただき、連絡体制をどうするのか、例えば連合会の結成も含めて相談していきたいとの答弁がありました。

9款消防費では、消防団員の費用弁償の支出基準の計算式を統一したことにより、大雄地域は支出基準が2名と各種行事を行うことが困難な状況である。合併協議で決まったことではあるが、現状にそぐわないものは見直しすべきではないかとの質疑に対し、当局より、各地域局の担当者等と協議し、善処したいとの答弁がありました。

また、消防団員の充足率はとの質疑に対し、当局より、平成18年5月30日現在、定員は3,281名となっており、団員は2,830人であり、充足率は86.25%であるとの答弁がありました。

また、消防団員の福祉共済について、ほとんどの旧町村は、全額あるいは一部を当局で負担していたが、合併後全額自己負担となった。団員不足もあり、何らかの配慮が必要ではないかとの質疑に対し、当局より、十分検討していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 初めに、議案第182号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げます。

4款1項6目2事業、浄化槽設置整備事業、4款3項水道費及び5款労働費については質疑はありませんでした。

次に、6款農林水産業費では、集落営農について、座談会等進めていると思うが、反応はとの質疑に対し、当局より、重点的な地域として69集落上げているが、現在、集落営農の組織化した地域が16地域となっているとの答弁がありました。

次に、7款商工費では、源泉管理の内容はとの質疑に対し、当局より、源泉の量はさわらびへ60リットル、ゆーらくへ20リットルほどであり、市で供給している。レジオネラ対策については現在の制度では毎日お湯をかえると対策は要らないが、お湯を循環させると投薬しなければならない。今まではさわらびへ委託していたが、指定管理者制度によりそれぞれの施設に振り分けたとの答弁がありました。

また、工業振興対策費について、何人の雇用があったのか、また、どのように周知しているかとの質疑に対し、当局より、雇用についてはメニックスが4人、コタミが3人、横手精工が4人の増員となっている。周知については合併後の新しい奨励制度ということで、既存の企業に案内を送っている。自前工業創設奨励金の方は新たな工場で、新しい商品をつくるということで、既存の企業向けとは違うので、ホームページなりいろいろな集まりの際にPRしていきたいとの答弁がありました。

次に、8款土木費では、七日市公園の池の整備はとの質疑に対し、当局より、要望は承知している。具体的にどうするかは、まだ着工していないので、これからの発注の中で考えていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第235号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

田中敏雄 議長 次に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 議案第182号中、文教常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、阿気小学校など耐震診断の調査費計上の必要性はわかるが、補強工事をしないうちに学校統合もあり得る。統合との絡みの中で、計画性や時間的なことを考えてできなかったのかとの質疑に対し、当局より、国の法改正による優先度調査で、昭和40年に建てられた阿気小学校はランク1という数字が出ており、児童・生徒の安全確保の面と非常時対応での住民避難場所としての役割も考慮される結果から計上したとの答弁がありました。

また、学校生活サポート事業の693万円の内容や事業量についてと、障害者をどの程度サポートできるのかとの質疑に対して、当局より、現在、障害児サポート員21人で、対象の児童・生徒が30人。また、日本語サポート員2人で対象の生徒4人をサポートしている。この事業は当初より雇用条件、雇用人数などについて、学校現場の必要性を考慮した予算化をお願いしているため、県の補助事業の基準を超え

る部分などについては自主財源で対応して実施していますとの答弁がありました。

また、大雄給食センターの賄い費と人件費のバランスが悪いのは、大雄学校給食会に委託しているからという理由であったが、今回の補正で保守点検費を計上し備品を購入するということは、委託費の中で賄っておらずに人の管理だけを任せているということなのかとの質疑に対し、当局より、人件費については市が補助金で対応しており、現在パート対応を含めて大雄学校給食会と軽減調整を図っている段階である。施設設備の保守管理及び更新などについては、市で負担となっておりますとの答弁がありました。

また、関連して、学校統合の話も出ている中で、給食センターも集約化に向かうべきではないか、今後の考えをお聞きしたいとの質疑に対し、当局より、学校統合も視野に入れながら、十分考えて慎重に進めて判断していきたいとの答弁がありました。

また、児童の登校下校時の安全対策について、みまわり隊や安全グッズなどの整備はなされているが、今後もボランティアで継続されていくのか、公共的に安全を守る方策などは検討されているのかとの質疑に対し、当局より、緊急を要する対応を迫られているというのが正直なところである。学校みまもりデー、地域みまもりデー、ボランティア活動をドッキングさせて、毎日だれかが見守っているという状況を確立して継続を図っていきたいと考えている。防犯活動の組織化が日常的に行われていく手段としては、スクールガードリーダーというのを県で設定し、東成瀬村と共同で3人のリーダーをお願いしている。40の学校を定期的に指導しながら、防犯教室の開催や防犯意識を高める活動を今後していく予定であるとの答弁がありました。

また、関連して、スクールガードリーダーは6校から10校に対して1名必要と新聞にあったが、40校に3人では少ないのではないのかとの質疑に対し、当局より、まだ立ち上がったばかりであるが、市でもリーダーを養成していき、市に合ったスタイルを考えていく方針であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして文教常任委員会の報告を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第182及び議案第235号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第182号についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,544万5,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ463億6,397万1,000円に定めようとするものであります。

歳出に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

1 款議会費については、質疑はありませんでした。

2 款総務費について、主な質疑と答弁を申し上げます。財産管理費のアスベストの検査であるが、何

力所の検査か。また、これ以外にも検査しなければならないところがあるのかどうか。検査の中でも実際に工事で改善しなければならないというようなところがあるのかとの質疑に対して、当局から、旧市町村から合併当時に引き継がれたアスベスト関係については、疑いも含めてであるが、26カ所ある。この中にはその後対策がなされたもの、分析の結果最終的にないということがわかったものもあるが、最終的に疑わしいものも含めて18年度に引き継いだ施設が16施設ある。この中には含有率が1%未満ということで県などの統計には入らないものもあるが、そういうものも含めて16施設ある。ただ、飛散の状況等については現在も飛散していないということを確認しているが、飛散の状況について注意深く観測していくということになっている。この調査が済み次第、最終的な各施設の対応策について決定してまいりたいと思っているとの答弁がありました。

また、企画費に活力ある地域づくり支援事業というものがある。各地域それぞれに地域に貢献している行事がある中で、増田のたらいこぎが選ばれてラッキーであったが、もっと日を当てなければいけない、支援しなければいけないという観点から、1カ所というのは足りないなという感じがする。これ以外にも項目があるので、別の方からいろいろ支援しているということであれば説明願いたい。この後地域に広がっていく継続事業として考えているのか伺いたいとの質疑に対して、当局から、18年度については増田地域局の全日本元祖たらいこぎ選手権ということです。これは活性化センターの助成事業であるが、各地域局に照会をかけて上がってきたのがこのメニューである。県の平鹿地域振興局でもまちづくり関係の助成事業があり、そちらに大半向かっている部分がある。県の方で元気なふるさと秋田づくり活動支援事業があり、市の方ではみんなが主役のまちづくり事業、2つのソフト事業支援を行っている。市も県も大体3年ぐらい継続してやっており、これからいろんな団体によくPRして働きかけたいと考えているとの答弁でありました。

13款諸支出金については、質疑はありませんでした。

続いて、条文と歳入に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

15款県支出金の農林水産業費の補助金の中のあなたと地域の農業夢プラン補助金があるが、9,366万円と大きな金額だが、どういった事業に出している補助金なのかとの質疑に対して、当局から、組織経営体の育成対策ということで、農業法人、集落営農組織、あるいは農作業の受託組織に対する補助、個人経営体育成対策ということで、認定農業者に対する経営基盤の強化に関連する機械や施設の導入に対する補助ということである。具体的には対象作物として、水稻、大豆、麦、秋田ブランドの認定制度の産地ブランド品目、花卉、葉たばこ、畜産などとなっている。今回で継続して3年目に当たるということだが、来年からの品目横断対策があるので、県はそれをにらみながら組織経営体などに対する助成を強化するという意味で、当初は3年目ということで大分削られる予定だったという話でありましたが、19年度からの対策の関係で今回大幅に増やしたというふうな経緯があると聞いているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第235号についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,450万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ463億7,847万1,000円に定めようとするものであります。

条文と歳入に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

農村公園はかなりの数だが、委託料の限度額が6万円などとなっている。集落の世帯数とか公園の面積とかの基準があっそうなっていると思うが、根拠はどうかとの質疑に対して、当局より、委託料については管理している公園の面積をもとに額を定めている。委託料の積算根拠は、公園面積が2,000平方メートルまでが年額3万円、2,001平方メートルから3,000平方メートルまでが4万円、3,001平方メートルから4,000平方メートルまでが5万円、4,001平方メートル以上は年額6万円となっているとの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから各常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第182号平成18年度横手市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第182号は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第235号平成18年度横手市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第235号は各委員長報告のとおり可決されました。

【「24番、緊急質問」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 24番から緊急質問の発言がありますが、これを許可してよろしいか、お諮りいたします。

【「賛成」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 賛成の声がありますので、ここで24番、高橋議員に発言を許可いたします。

24番（高橋勝義議員） 内容は支援センターについてであります。二、三日前に全協を開きました。そこでいろいろな質問が出ましたけれども、納得できない点がたくさんあります。

まず最初に、この支援センターの話の始まりでありますけれども、旧横手市時代にいろんな話がありました。当初は日本生命が横手市に研究所、プラントを建てる、こういう話がありました。日本生命といえば日本でもトップクラスの企業でもありますし、伊藤助成が社長をやった会社であります。私どもはそのときは確かにいい話である、こう思っておりました。その後、バイオマス、小泉先生の講演などがあって、そういう話も出ました。ただ我々はそのときはいい話だな、こう思っておりました。話はそれでいいんですけれども、だんだんとその話の内容が違ってきました。

その当時、我々はこの話はどうもペテン臭いとか詐欺臭いとか、そういう話も出ました。それがだんだんと発芽玄米という話になったわけでありまして。そこで支援センターが発足したわけでありまして。発足した当時は2,000万円ですか、市の方から補助金という形で出ました。その後2,000万、今年2,800万であります。その発芽玄米の売れ先であります。我々は当初防衛庁に売れるんだ、そういう話を伺いました。これは大したいい話だ、そうも思っておりました。その防衛庁の話もだんだん消えました。

支援センターができたとき、市長も各会合に行き、いつも支援センター、発芽玄米の話をしていました。我々も大いにそれを信じて売れるものだと思っておりました。その後防衛庁の話もだんだんなくなりました。そして次に出たのがタケヤのパンで発芽玄米粉を使用してパンをつくる、そういう話も出ました。これもいつの間にか消えました。実際にプラントをつくって発芽玄米を売る段階というか、製造する段階になったわけでありまして。しかし1年目はプラントのふぐあいとかということで売れない、こういう理由で売れなかったと、こう思っております。確かにそうだったかもしれません。ただ、現在約60トン、米にすれば1,000俵、発芽玄米が製品のままで残っている、こういう状態です。私どもは大いに発芽玄米を売って、そして支援センターがよくなればいいんです。

ただ、私どもが一番危惧しているのは、どこかに秘密裏に行っているんだな、そういう感覚になります。まず第1に、発芽玄米を一番最初に支援センターをやって、社長がこの4月からいなくなっちゃった。そして全協でその社長はどこに行ったかわからない。わからない、先だってまで社長をやっていた人がわからないという話はないと思います。そして今回訴訟になった。裁判ざたになっている。それ自体我々にも実際にはこの法人の経営状況を説明する書類、これで初めてわかったんです。そしてまた一般質問で質問された方もあった。そういうことで初めてわかった。ただ私どもが一番心配しているのは、本当に売れて支援センターがこのままちゃんとできるのかということでありまして。ただここで第2、第

3の争いにならないのかな、そういう心配であります。そこで一番被害をこうむるのは恐らく委託された業者じゃないのかな、こう思います。何でかという、多額の設備をかけてやっていますから。それも話によれば我々もよくわからなかったけれども、ふぐあいがあって2回も7,000万もする機械を買うようなことになった。こういうことであります。

それと、一番心配しているのはその資金面であります。農協は米を売ればいいし、製造業者はもちろん製造すればそれでいいんです。そして支援センターが製造したいいわゆる発芽玄米を全部買う、こういうことになっています。当初日産4トンできることになっていた。ところが去年は80トンのものが11トンしか売れなかった。現在も残っている。そういう状況であります。

この法人などの経営状況などのこれを見ると全くおかしい。未払い金を買掛金であります。3,900万ある。もちろん棚卸資産で3,900万残っています。ということは、まだ4,000万近くの金が払われていないということでもあります。今度今年の経営状況を見えます。生産がやっぱり80トンです。先だっはたしか200トン売る、こういうことになっています。だってまだ59トン、約1,000俵の米がまだ残っていますから、その1,000俵の米をどうやって売るか、私は市長は正直にやはり我々に売れないんだから我々にも手伝って売ってくれと、そのぐらいのざっくばらんな気持ちの方がいいと思います。

ただ、私はアイリッドでもいいんですが、固有名詞を出していいのか悪いのかちょっと知りませんが、かなりの金をかけてプラントをつくっております。このつくったプラントの資金であります。この資金に対して産業支援センター社長が前の部長でありました。部長が何らかの形で、個人でもいいし、あるいは社長でもいいし、何らかの形で資金を出すときに個人保証なり、会社保証なり、判こを押していないかということなんです。非常にそれが危惧されます。

今回、横手市が提訴して裁判ざたになっていることはもう既にわかっていますけれども、いずれはこれが順調に行かないと生産委託業者が一番困ることになります。ただここで委託業者、農協、支援センター、この販売ルートがどうなっているのか、私はその辺をきちっと説明して我々もわかるようにした方がいいんじゃないのかな。だって第一、経営計画を見えます。今、お金は全然ないんですよ。何にもやれない状態。だって買掛金が4,000万円もあるんですから。これ、払っていますか。買掛金だから払っていないんですよ。このお金はどこからどういうふうにして払いますか。ということは、まだ59トンも残っていますから、この買掛金の処理、あるいは一番困るのは生産委託業者であります。何としてこの委託業者を救済というか、最後まで、日産4トンやらないと合わないんですよ。年間80トンではどうしても合わない。200トンでも合わないです。これどういうふうにしますか。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 産業支援センターの経営につきまして、議員のみならず議会の皆様にご心配をおかけしているのは大変心苦しく思っている次第でございます。ご指摘いただいている部分も十分承知しているところでございます。これにつきましては、私どもがなすべきことは一般質問でもお答え申し上げましたとおり、産業支援センターの平成18年度の事業計画を着実に達成することによって、そして単年

度ではなかなか産業支援センター単体でも解消できない債務等々が予測されますので、複数年にわたる事業計画の中で健全経営に持ってまいりたいというふうに思っている次第でございます。そのために産業支援センター職員は全力を挙げておるわけでありまして、市の第3セクターでもございますので、市の関係機関においても、議員から応援の申し出がございましたが、発芽玄米さまざまな加工品も含めて、この販売については努力させていただいているところでございます。当然のことながら市の第3セクターでございまして、これについては、市は相当の責任はあると思っている次第でございます。健全経営にこれからも一生懸命努めてまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

田中敏雄 議長 24番、高橋議員。

24番（高橋勝義議員） まず貸借対照表、これでさっき言ったように買掛金、これをどうしますか。次に、去年1年間で委託業者に払った工賃、これはたったの240万。私の計算でいけば。そして今回裁判ざたになっています。この点もよくわからないんです。全協でも質問しましたけれども、755万8,396円の立てかえ金、これはつまり立てかえたということは基礎工事部分、こう言いました。基礎工事部分は当然プラントを発注した、ここで言えばアイリッドが支払うべき。横手市産業支援センターは全然関係ないことではないですか。それはアイリッドが払えないから産業支援センターが払ったのですか。

それと、今回の訴訟内容でありますけれども、私、全然わからないんですが、750万について、市はどちらに払ってくださいという内容なんですか。あるいはプラントがふぐあいであって生産が遅れたから、損害賠償をするというのは、市なのかアイリッドなのか。それともう一つ、市は生産者に委託した発芽玄米をすべて買い取る、こういう契約になっていますか。

以上。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 発芽玄米の製造装置を発注した業者が据えつけにかかわるさまざまな経費を持つのは基本だというふうに思っております、この場合においても、産業支援センターが据えつけ設備を導入した業者にかわりまして、かわってということは立てかえたという意味であります、お払いした部分については、産業支援センターが発芽玄米製造装置メーカーに対して訴訟でその返還を求めていると、こういうことでございます。

それから、2点目の製造された発芽玄米を産業支援センターが100%購入する、販売するという契約にはなっていないというふうに聞いております。

田中敏雄 議長 24番、高橋議員。

24番（高橋勝義議員） いわゆる個人保証をしているか、あるいは産業支援センター社長として何かの保証をしていないか、この点についてはどうですか。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 当時の社長、もう既に退任して戻られた方ではありますが、個人として保証したという経緯はあるようであります。それは個人であります。

田中敏雄 議長 質問はこれで終了いたしました。
議会運営委員会のため、暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 3時15分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会議案第7号～議会議案第10号の上程、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第93、議会議案第7号ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書についてより、日程第96、議会議案第10号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書についてまでの4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第7号より議会議案第10号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第7号より議会議案第10号までの4件については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第7号より議会議案第10号までの4件については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会議案第7号より議会議案第10号までの4件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第7号から議会議案第10号までの4件については原案のとおり可決されました。

議員派遣の件について

田中敏雄 議長 日程第97、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第159条の規定によりお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決

定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

田中敏雄 議長 これで平成18年6月横手市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 3時17分 閉 会

